


犬山市受動喫煙防止対策事業補助金

施設の受動喫煙防止対策に取り組む事業所を応援します！

本助成金は、国の「受動喫煙防止対策助成金」または公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」の上乗せとなりますので、各助成金の交付決定を受けていることが条件となります。

上限
10万円

受動喫煙防止対策を実施するための費用
を上乗せ補助します！

対象経費から国等の助成額を
差引いた額の $1/2$ 

* 助成対象となる措置の詳細は裏面をご確認ください。



●対象者・・・下記の条件全てに当てはまる事業主

1. 犬山市内に事業所を有する。
2. 国または全国生活衛生営業指導センターが実施する受動喫煙防止対策助成金の交付決定及び交付額の確定通知を受けている。
3. 市税、国民健康保険税の未納がない。

●対象となる措置

※国の「受動喫煙防止対策助成金」、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」の対象措置に準ずる。

喫煙専用室
の設置・改修

指定たばこ専用喫煙室
の設置・改修

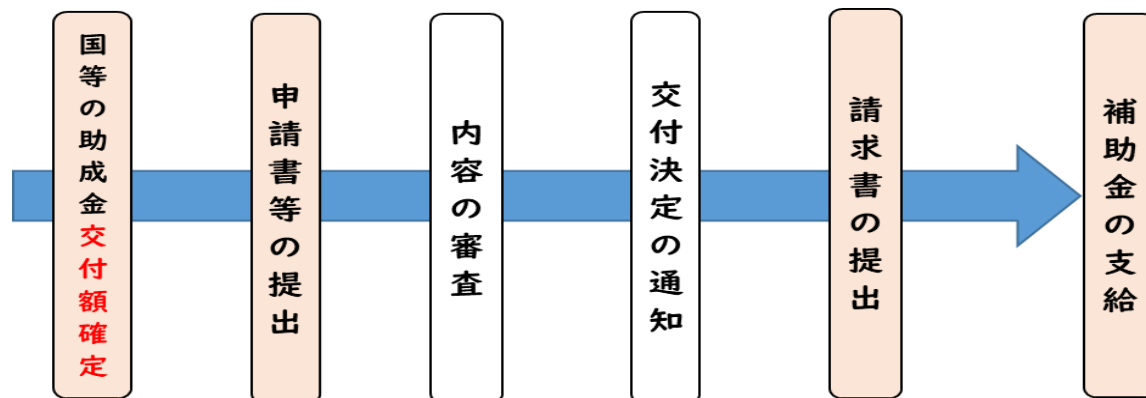
屋外喫煙所(閉鎖系)
の設置・改修

喫煙可能室
の設置・改修

喫煙目的室
の設置・改修

脱煙機能付き喫煙ブース
の整備

●申請の流れ



※市の補助金の申請・交付は、国等の助成金の交付額確定通知後(工事終了後)となります。
※内容の審査には1か月かかることがあります。

●申請方法

補助金の交付を希望する人は、国等の助成金額が確定した日から起算して6か月以内に必要な書類を提出してください。(年度をまたいでもかまいません。)

必要書類の確認、申請書等のダウンロードは
犬山市ホームページをご確認ください。



犬山市 受動喫煙補助金

検索 🔍



↑犬山市
補助金HP



↑厚生労働省
助成金HP



↑生衛業
助成金HP

【注意事項】

- 国等の助成金交付要綱や交付要領をよく読み、制度の内容を理解してから申請しましょう。
- 国等の助成金の交付決定前に工事に着手することはできません。また、国等の助成金の審査期間は1か月とされていますので、余裕をもって申請しましょう。

問合せ・申請先

犬山市健康推進課 市民健康館 さら・さくら
犬山市大字前原字橋爪山15番地2

TEL: (0568) 63-3800 Email: 020201@city.inuyama.lg.jp

